

福岡県行政書士会封印業務の受託に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、道路運送車両法、同法施行規則及び通達で定められた丁種封印受託者である福岡県行政書士会（以下「本会」という。）による封印の管理が適正に遂行されるとともに、丁種封印の再委託を受けた行政書士（以下「丁種会員」という。）及び丁種会員の責任において再々委託を受けた行政書士が行う自動車登録番号標及び封印の取付けが適正かつ円滑に実施され、もって自動車の所有者の利便とユーザーの負担軽減に資することを目的とする。

第2章 封印受託業務管理委員会

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、本会は封印受託業務管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第3条 委員会の本部事務局は、本会に置く。

2 委員会は、必要により運輸支局又は自動車検査登録事務所の管轄に応じた支所を設置し、これに支所事務局を置くことができる。

(事業)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 本会が受託する封印の管理と再委託及び再々委託に関すること。
- 二 丁種会員名簿の調製及び管理に関すること。
- 三 丁種会員への指導監督、処分等に関すること。
- 四 丁種会員への研修及び情報提供並びに丁種会員へなろうとする者に対する研修及び効果測定に関すること。
- 五 関係官公署及び封印受託事業者団体との協議、連絡及び報告等に関すること。
- 六 支所事務局間及び丁種会員の連絡、協調及び親睦等に関すること。
- 七 事務協力費の徴収及び会計に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、本会役員及び自動車登録業務に十分精通した行政書士のうちから会長が委嘱する。

2 自動車登録業務に十分精通した行政書士の判断基準は、別に細則を定める。

(構成と任期等)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を統括するとともに、封印受託に関する責任者とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 委員の任期は、委嘱した会長と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が任期満了により退任した場合、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するま

で前任者が委員会の事務を行うものとする。

(丁種会員名簿の調製)

第7条 委員会は、丁種会員名簿を調製しなければならない。

- 2 委員会は、丁種会員名簿への登載を希望する行政書士に対する名簿への登載の可否について決定する。
- 3 委員会は、丁種会員名簿の変更の都度、管轄する運輸支局長及び自動車検査登録事務所長等に報告するものとする。
- 4 委員会は、調製した丁種会員名簿を公開するものとする。

(行政書士又は丁種会員に対する処分)

第8条 委員会は、会長の承認を得て丁種会員に対する再委託の解除又は停止処分をすることができる。

- 2 前条第2項の決定及び前項の処分に対して異議ある行政書士又は丁種会員は、本会に対して不服審査の申立をすることができる。

(処分事項等)

第9条 前条第1項の規定に基づき、丁種会員が次の各号に定める事由にあたる場合、委員会は、当該各号に定める処分を行うことができる。

- 一 瑕疵ある封印の取り付け又は取り外した自動車登録番号標の返納を遅滞した等の管理懈怠があった者 3か月間の再委託停止。
- 二 自動車検査証に記載されている登録番号及び車台番号と符合しない自動車に封印を取り付けた者 6か月間の再委託の停止。
- 三 指定研修を受講しない者 受講するまでの間の再委託停止。ただし、委員会が認め得る特別な事情あった場合には、この限りではない。
- 四 封印取り付けの報告を委員会が指定した期日までに怠った者 報告が為されるまでの間の再委託の停止。
- 五 不正な方法により封印を流通させた者

再委託の解除、以後2年間再委託の申請を受け付けない。

- 六 都道府県知事又は単位会長からの処分を受けた者 再委託の解除。

2 丁種会員からの再々委託を受けた行政書士が、前項第一号及び第二号に定める事由にあたる場合は、再々委託をした丁種会員に対して前項各号の処分を行うことができる。

3 第1項各号(第四号を除く。)の処分をしようとする場合には、弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、次の各号に定める解除事由にあたる場合は、当然に再委託を解除する。

- 一 行政書士法第6条の5規定により、登録が取り消されることとなったとき。
- 二 行政書士法第7条の規定により、登録が抹消されることとなったとき又は第13条の19の規定により、解散することとなったとき。
- 三 行政書士法人にあっては規則第12条第1項ただし書の要件を満たさなくなったとき。
- 四 所属単位会を変更したとき。

5 委員会は、第1項各号による処分又は第3項各号による再委託の解除を行った場合に

は、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。

- 6 再委託の解除又は停止処分を受けた者は、封印に関する報告書等の書類及び未使用封印を直ちに返却しなければならない。

(封印の取付け及び管理)

第 10 条 委員会は、封印取付けに係る関法令及び運輸局の定める「封印取付け委託に関する取扱い要領」並びに運輸支局が定める「封印取付け受託者準則」に基づき、適正に封印の管理が行なわれるよう道路運送車両法施行規則第 15 条第 1 項の封印取付け責任者（以下「封印取付け責任者」という。）及び丁種会員を指導監督しなければならない。

- 2 委員会は、前項の管理に必要となる書面及びその提出方法その他の手続に関する事項について、内規を定める。

第 3 章 丁種会員

(事前研修と指定研修)

第 11 条 丁種会員になろうとする行政書士は、委員会が開催する封印取付けに関し別に定める事前研修（他の行政書士会が実施する事前研修を含む。）を修了しなければならない。ただし、委員会が自動車登録に関し 3 年以上の実務経験を有する者又は登録業務に関する研修の講師として実績を有する者として認めた者は、この限りではない。

- 2 前項の事前研修は、講義と効果測定による。
- 3 丁種会員となった者は、委員会が開催する指定研修を受けなければならない。

(丁種会員名簿への登載)

第 12 条 丁種会員名簿への登載を希望する行政書士は、委員会が定める年 1 回の受付期間中に、丁種会員名簿への登載を申し込むことができる。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに、社員たる行政書士のうち、少なくとも 1 名以上が前条第 1 項の要件を満たしていなければならない。

- 2 丁種会員名簿への登載に際しては、委員会が定める事項を遵守しなければならない。
- 3 丁種会員名簿への登載に必要な遵守事項及び提出書類については別に細則を定める。

第 4 章 費用

(事務協力費)

第 13 条 丁種会員は、受益者負担の原則に基づき、委員会の運営及び封印管理に関して必要となる諸経費を負担するため、事務協力費を負担しなければならない。

- 2 事務協力費の額及び徴収方法は、別に細則を定める。

第 5 章 その他

(事務の委託)

第 14 条 委員会は、本会理事会の承認を経て委員会の定型的な事務の一部を本会に委託することができる。

(守秘義務)

第 15 条 委員は、その任期中に職務上知り得た会員に関する情報等について、正当な事由なく漏洩してはならない。任期後においても同様とする。

(細則等)

第 16 条 委員会は、この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項について、本会理事会の承認を経て別に細則を定めることができる。

附 則

(特別委員会)

- 1 第 2 条の規定により設置される委員会は本会会則第 4 4 条に基づき設置されたものとみなす。
- 2 第 1 2 条第 1 項の規定に係わらず、この規則の施行の日から 6 か月間は随時名簿搭載申し込みを受け付けるものとする。

(施行期日)

- 3 この規則は、平成 2 9 年 8 月 2 1 日より施行する。

附 則 (平成 3 1 年 1 月 2 2 日改正)

この規則は、平成 3 1 年 1 月 2 2 日より施行する。